

スポーツ史学会学会賞規程

平成 17 (2005) 年 10 月 10 日制定

平成 30 (2018) 年 12 月 2 日改正

1. 会則第 3 条 (4) により、スポーツ史学会学会賞を設ける。
2. 本学会賞は、スポーツ史学会第 20 回大会を記念して、会員の研究活動を顕彰かつ奨励することを目的として設立されたものである。
3. 本学会賞は、その前年に『スポーツ史研究』およびその他の学術誌に発表されたスポーツ史に関する論文、及び著書を対象とする。
次の者に授与する。
 - (1) 学会賞は、ファーストオーサーとして最優秀の論文、あるいは著書を発表した会員 1 名に対して授与する。
 - (2) 奨励賞は、ファーストオーサーとして優れた論文、あるいは著書を発表した 35 歳未満の会員に対して授与する。
4. 「奨励賞」および「学会賞」の受賞者には、学会大会において賞状ならびに副賞を授与する。
5. 受賞者は選考委員会の推薦を受けて理事会で決定する。
6. 選考委員会の構成、選考の方法は別に定める。
7. その他本規程に定められていない事項に関しては、理事会において決定する。

附則 1 本規程は平成 18 年 1 月 1 日より発効する。